平成２９年（へ）第２８号
福島県岩瀬郡天栄村大字大里字丸山32番地
申立人　株式会社ソエタルーフ
代表者代表取締役　添田　　治
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月21日
平成29年６月22日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＬ274726
金額　384,000円
支払期日　平成22年11月28日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成22年７月31日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＮＦ281282
金額　628,000円
支払期日　平成23年３月30日
振出日　平成22年11月30日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第２９号
大阪府大阪市淀川区宮原３丁目４番30号
申立人　積水ホームテクノ株式会社
代表者代表取締役　福井　一晃
申立人代理人弁護士　林　未奈子
同　　井筒　理沙
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月21日
平成29年６月22日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＮ46825
金額　1,279,260円
支払期日　平成29年４月15日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大伝馬町支店
振出日　平成28年12月20日
振出地　東京都中央区
振出人　伊藤忠建材株式会社　代表取締役　柴田　敏晶
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第３０号
神戸市垂水区塩屋町６丁目34番10号
申立人　オクタス株式会社
代表者代表取締役　奥内　祥文
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月21日
平成29年６月22日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＨＬ283229
金額　2,000,000円
支払期日　平成29年４月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三井住友銀行本店営業部
振出日　平成28年12月28日
振出地　東京都文京区
振出人　鹿島道路株式会社　取締役社長　増永　修平
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＨＬ283230
金額　1,314,432円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第３１号
東京都中野区江原町２丁目６番７号
申立人　社会福祉法人東京コロニー
代表者理事　中村　敏彦
申立人代理人弁護士　深道　祐子
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月21日
平成29年６月22日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡＤ30707
金額　102,208円
支払期日　平成28年12月５日
支払地　東京都練馬区
支払場所　城北信用金庫谷原支店
振出日　平成28年８月31日
振出地　東京都練馬区
振出人　株式会社オリエンタルトレイド　代表取締役　古川　安男
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡＤ30712
金額　134,608円
支払期日　平成29年１月５日
振出日　平成28年９月30日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第３３号
東京都目黒区目黒２丁目10番８号
申立人　株式会社ファイコーポレーション
代表者代表取締役　堀　　雅尚
権利を争う旨の申述の終期　平成29年６月21日
平成29年６月22日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＲＴ237311
金額　189,000円
支払期日　平成29年４月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成28年12月28日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社イトー　代表取締役　ピーター　オプダール
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７４号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地87
セレブレール１－Ｂ、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野上９番地26
債務者　久松　美洋
１　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
秋田県大館市字水門前126番地、１－22号、前住所秋田市南通築地９番34号メゾンドレーヴ203号室
債務者　立山　　愛
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第５７号
福島県伊達市梁川町桜町139番地
債務者　山岸　孝康
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第６４号
茨城県取手市青柳400番地５
債務者　大島　裕作
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
富山県氷見市万尾838番地10
債務者　大森　君子（旧姓鳥内）
１　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
富山地方裁判所高岡支部